

第3章 製造所等ごとの審査基準

第9節 屋外貯蔵所の基準

第9節 屋外貯蔵所の基準

1 屋外貯蔵所の範囲

屋外貯蔵所は、貯蔵場所及び附属工作物並びに保有空地を規制の範囲とすること。

2 場 所

政令第16条第1項第2号に規定する「湿潤でなく、排水のよい場所」とは、原則として、周囲の地盤面より若干高くするとともに、コンクリートで舗装した場所であること。

3 さ く

政令第16条第1項第3号に規定する「周囲に設けるさく」は高さ1m程度とすること。

4 排水溝及び貯留設備

屋外貯蔵所の周囲には、原則として、排水溝及び貯留設備を設けること。

5 架台（H8.10.15 消防危第125号第4通知）

（1）架台構造及び貯蔵の方法

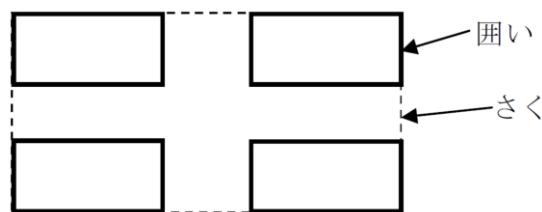
第3節（屋内貯蔵所の基準）9の例によること。

（2）架台の高さ

規則第24条の10第1項第3号に規定する架台の高さは、周囲の地盤面から架台の最上段までの高さとする。

6 塊状硫黄を貯蔵する屋外貯蔵所

- （1）政令第16条第1項第3号（さく等の設置）の適用については囲いをもってこれに代えることができる。この場合、2以上の囲いを設けるものにあつては、囲いの相互間の外縁部分にさく等を設けることができる。（S54.7.30 消防危第80号通知 第1－3－(1)－ア）



第2－9－1図 さく等の例

- （2）屋外消火栓設備を設置するものにあつては、当該屋外消火栓設備に設けるノズルは、噴霧に切替えのできる構造のものとすること。（S54.7.30 消防危第80号通知 第1－

第3章 製造所等ごとの審査基準

第9節 屋外貯蔵所の基準

3-(2)-オ)

- (3) 屋外貯蔵所構造明細書については、囲いの内部の面積（2以上の囲いを設ける場合はそれぞれの囲いの内部の面積及び貯蔵面積）を区画内面積の欄に、囲いの材質を、高さ、構造等をさく等の構造欄に記載すること。

7 タンクコンテナによる危険物の貯蔵

タンクコンテナによる危険物の貯蔵については、「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」（H10.3.27 消防危第36号通知）によること。

- (1) タンクコンテナの構造的安全性等により火災予防上安全であることから、規則第39条の3第1項ただし書き後段により当該貯蔵が認められたものであること。
- (2) タンクコンテナは、政令第15条第2項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の基準のうち構造及び設備の技術上の基準に適合する（タンク検査済証が貼付されているもの。）移動貯蔵タンク及び「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」（H13.4.9 消防危第50号）に示す国際海事機関（IMO）が採択した危険物の運送に関する規定（IMDGコード）に定める基準に適合している旨を示す表示板（IMO表示板）が貼付されている移動貯蔵タンク（タンクコンテナ）とする。
- (3) 位置、構造及び設備の基準

危険物（政令第2条第1項第7号に定める危険物に限る。以下同じ。）をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の当該屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準、消火設備の技術上の基準並びに警報設備の技術上の基準は、政令第16条（第1項第4号及び第2項を除く。）、第20条及び第21条の規定の例によること。ただし、政令第16条第1項第3号のさく等の周囲に保有することとされる空地については、政令第23条を適用し、次に掲げる貯蔵形態に応じ各表に定める幅の空地とすることができること。

ア 高引火点危険物のみを貯蔵する場合

次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が200以下の屋外貯蔵所	3メートル以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	5メートル以上

イ ア以外の場合

次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が50以下の屋外貯蔵所	3メートル以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋外貯蔵所	5メートル以上

第3章 製造所等ごとの審査基準

第9節 屋外貯蔵所の基準

指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	10 メートル以上
------------------------	-----------

ウ タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、タンクコンテナに収納した危険物の倍数に応じア若しくはイの規定により必要とされる幅の空地又は容器に収納した危険物の倍数に応じ政令第 16 条第 1 項第 4 号若しくは規則第 24 条の 12 第 2 項第 2 号の規定により必要とされる幅の空地のいずれか大なるものを保有すること。

(4) 貯蔵及び取扱いの基準

危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、政令第 24 条、第 25 条及び第 26 条第 1 項(第 1 号、第 1 号の 2、第 6 号の 2、第 11 号及び第 11 号の 3に限る。)の規定の例によるほか、次によること。この場合、「容器」を「タンクコンテナ」と読み替えるものとする。

- ア タンクコンテナ相互間には、漏れ等の点検ができる間隔を保つこと。
- イ タンクコンテナの積み重ねは 2 段までとし、かつ、地盤面から上段のタンクコンテナ頂部までの高さは、6 メートル未満とすること。なお、箱枠に収納されていないタンクコンテナは積み重ねないこと。
- ウ タンクコンテナにあっては、危険物の払い出し及び受け入れは行わないこととし、マンホール、注入口、計量口、弁等は閉鎖しておくこと。
- エ タンクコンテナ及びその安全装置並びにその他の附属の配管は、さけめ、結合不良、極端な変形等による漏れが起こらないようにすること。
- オ タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、それぞれ取りまとめて貯蔵するとともに、相互に 1 メートル以上の間隔を保つこと。なお、当該タンクコンテナを積み重ねる場合は、当該タンクコンテナと容器との間に、地盤面から上段のタンクコンテナ頂部までの高さ以上の間隔を保つこと。

※ 参考通知

- ・「屋外貯蔵所の柵と空地」(S40.4.6 自消丙予発第 60 号質疑)
- ・「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について」(H1.3.1 消防危第 14 号通知 第 3－9)